

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの期間、A会社の坑内員として、振動業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、B病院に受診し、「振動障害」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）とされた。
- 3 本件は、請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に应ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、請求人が本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを却下する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。
- 5 審査官は、審査請求の却下理由を、審査請求が行われた時点において、請求期間が経過していたこととしていることから、当審査会では、当該却下決定の当否について検討した。請求人は、本件支給決定通知書の内容確認が遅れた理由として、請求人の姉から、請求人が当初届けていた住所地には居住しておらず、C所在の病院にて治療を受けていた旨を担当者に伝達していたにもかかわらず、本件処分の通知を当初の住所地に送付してしまったからであると主張している。当審査会において、同主張について精査したところ、確かに、請求人が当初の住所地

に居住していないことについては、本件処分の支払日である平成〇年〇月〇日の段階において労働基準監督署（以下「監督署」という。）に伝達されたことが確認された。当審査会としては、請求人の主張には正当な理由があり、期間経過を理由として却下されるべきものではないと判断し、本案に係る審理を行うものである。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に残存する障害が、障害等級第1 1級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の自訴及び医学意見からみて、①両肘関節、両手関節及び両手指関節の変形、可動域制限、②両上肢の肘及び手指の末梢神経障害であるので、以下検討する。

(1) 両肘関節、両手関節及び両手指関節の変形、可動域制限

D医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付意見書において、振動障害が原因ではなく、平成〇年に発症したリウマチが原因である旨の意見を述べているところ、当審査会としても、請求人の療養中の振動障害診断所見書及び診断書からみると、請求人の両肘関節、両手関節及び両手指関節の変形、可動域制限は、業務によるものとは認められないと判断する。

(2) 両上肢の肘及び手指の末梢神経障害

D医師は、上記意見書において、「時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」に当たると述べているところ、当審査会としても、①右上肢

の肘と手指の末梢神経障害については「局部にがん固な神経症状を残すもの」(障害等級第12の12)、②左上肢の肘及び手指の末梢神経障害については「局部にがん固な神経症状を残すもの」(障害等級第12の12)に該当する障害が残存していると認めることが相当であると思料する。そうすると、これらは、いずれも同一系列の障害であるから、併合の方法を用いて準用等級を定めると、障害等級は準用第11級に該当することとなる。

- (3) 請求人及び再審査請求代理人(両者を併せて以下「請求人ら」という。)は、関節リウマチと振動障害との関係について、振動障害により関節リウマチを発症又は増悪したと主張しているが、請求人の関節リウマチが振動障害により発症又は増悪したと認める医学的根拠は認められないことから、上記請求人らの主張は認められない。
- (4) なお、請求人らの主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。
- (5) 以上のことから、請求人に残存する障害は、障害等級第11級と判断される。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。